

ビニリデン協だより

2003. 12

食の安全、安心と企業倫理

塩化ビニリデン衛生協議会
専務理事 中村 忠

1. はじめに

もう10年近く前のことになるが、青森県産ホタテ貝の生産年次を偽装するという事件があった。事実関係はいささか曖昧であるが、海外の輸出先の国から調査員が乗り込んできてこのことを確認し、以後しばらく出荷は不可となったように記憶している。関係者の話では、容器が不足したので新しい年次の表示されたものに入れて保管していたということらしい。もちろんそんな言い訳は通るはずもない。生産年次の表示を軽視していたとすれば迂闊であり、意識してやったとすれば言語道断である。当時私はある化学企業で品質保証の仕事をしていたので、我々自身そんなことをしていないか、他山の石として自問したものである。

さて、近年、BSE(狂牛病)問題を含め食品に係わる不祥事が相次ぎ、社会的な問題となっている。主なものを以下に挙げてみる。

出血性大腸菌O-157による集団食中毒・・・小規模なものは毎年のように発生している

大手乳業会社の低脂肪乳の黄色ブドウ球菌毒素による大規模食中毒

BSE(狂牛病;牛海綿状脳症)の発生

食品関連企業による牛肉表示偽装事件

未認可食品添加物の使用

中国産野菜の残留農薬

これらに関わった企業は、かつてのホタテ貝の事例をどのように見ていたのであろうか。一度このような事件を起こせば、社会的信用を失墜するばかりか、企業の存続すら危うくなることは、最近の事例からも明らかである。そればかりでなく、一般国民に企業は利益優先で消費

者の安全には少しも配慮していないという不信感を植え付けてしまう。良心的な企業がいかに食品の安全に気を配っても、業界全体に向けられた不信感はなかなか解消されない。

現在、食品用包装材料に使われるプラスチックの業界団体で仕事をしている1人として看過できない事態である。食の安全、安心という観点から以下に私見を述べさせていただく。

2. 食品の安全確保の考え方

わが国の食品衛生法は、本年大幅な改正が行われ、5月30日に公布されている。今回の改正のポイントは、法の目的として「国民の健康保護」を明示するとともに、国、地方公共団体および食品等事業者の責務の明確化、国民等からの意見の聴取(リスクコミュニケーション)などである。詳細は種々の機会に説明されているので省略する。しかし、食品衛生法において食品の安全に直接かかわる主要な課題は従来と変わらず、以下の3項目である。

- 1 食中毒等飲食に起因する事故の防止
- 2 食品添加物の安全確保
- 3 食品用器具・容器包装の安全確保

1は先の事例で言えば、O-157や黄色ブドウ球菌毒素が該当する。赤痢やコレラといった食品経由の伝染病予防もこの範疇である。いずれも病原性微生物やその毒素が問題であり、これらによる食品の汚染は極力避けなければならない。若干性格の違うものとしては、フグ毒や毒キノコ、調理時の加熱で生成する発がん性物質という問題もある。

2と3はいずれも意識的に使用する化学物質に関わるものである。2の食品添加物の中には天然のもの(既存添加物)もあるが、基本的に化学物質であることに変わりはない。食品添加物は意図的に食品に添加して、腐敗防止、変質防止等の機能を目的とするのに対し、3は食品に接触はするが、本来摂食は目的としないものである。

しかし、プラスチックの器具・容器包装を製造する際には、成型加工を容易にしたり、製品の安定性や容器包装として必要な機能を付与するため樹脂に添加する物質(添加剤)が欠かせない。しかし、これらの物質は条件によっては器具・容器包装から食品に移行することがある。すなわち、これらの物質も非意図的に食品と共に摂食される可能性があり、安全性について十分な配慮が必要となってくる。

さて、食品添加物であれ容器包装材料への添加物であれ、これら化学物質の安全性の確認、保証の考え方は基本的に同じである。以下にその概要を述べる。

- 1) まず、個々の化合物の毒性(ハザード)が種々の項目について調べられる。例えば、EU(ヨーロッパ連合)でプラスチック容器包装材料の認可申請の際に要求される試験

項目は以下のとおりである。

- a . 変異原性試験(3種)
- b . 90日経口毒性試験
- c . 生殖毒性試験
- d . 長期毒性、発がん性試験
- e . 体内吸収・分布・代謝および排泄に関するデータ

容器包装材料へ使用する添加剤の場合、必要な試験項目は食品への移行量によって段階的に決められており、移行量が少なければ最小限の試験で申請できる。

- 2) 動物試験の結果(例えば90日経口毒性試験)から、最小毒性量(LOAEL)や最大無作用量(NOAEL)を求める。これらの値はラットのような実験動物を使った試験結果なので、人間に当てはめるには種差や様々な不確実性を考慮した安全係数を掛けて、許容一日摂取量ADIや耐容一日摂取量TDIが求められる。
- 3) ADI、TDIは人間が一生摂取しつづけても安全とされる量であり、これが求められれば食品に含まれる添加物や、包装材料から移行する添加剤の上限値を定めることができる。すなわち、食品添加物や包装材料から食品へ移行した添加剤の摂取量がADIやTDIを超えなければ安全といえることができる。

以上のような食品に関わる化学物質の安全性については、国際的にもほぼ同じ考え方で評価されており、科学的に妥当なものといえることができる。

3 . ポジティブリスト制度

“ ポジティブリスト ”とは、「安全性が評価されて、使っても良いとされる物質のリスト」である。これに対して、“ ネガティブリスト ”と言われるものは、「有害性が知られており、使ってはいけない物質のリスト」である。日本の食品衛生法では、食品用容器包装材料について一部の重金属等を検出されてはならないものと定めているが、世界的には“ ポジティブリスト ”で使用可能な物質を定めているのが趨勢である。

前項で例示したEUでの認可申請に必要な試験は、このポジティブリストに掲載するための要件である。米国の場合も同様に安全性を立証する試験結果を添えてFDAへ申請することになる。ただし、化学物質は全く安全ということはないので、試験結果に応じて使用量の制限を付して認可される例も多い。EUと米国のポジティブリスト制度については、平成13年度厚生労働科学研究「食品用器具・容器包装の安全性確保のハーモナイゼーションに関する調査研究」に詳しい。

ところで、わが国においてはEUや米国と違って、食品用容器包装材料のポジティブリストは関連業界団体が制定し、運用している。その主なものは以下の3団体である。

ポリオレフィン等衛生協議会

塩ビ食品衛生協議会

塩化ビニリデン衛生協議会

従って、これらの協議会に加盟していないアウトサイダーや輸入品にはこのポジティブリストは適用されず、実質的に管理されていない状態である。輸入食品が増大している現状に鑑み、そこに使われている包装材料の安全を確保するという点からは制度欠陥であるといわざるを得ない。現在のシステムの長所を生かしながら、何らかの法的強制力をもった仕組みに作り変える必要がある。上記の厚生労働科学研究においては、この問題の改善を図るべく平成15年度を最終年度として具体策の提言をまとめる予定である。

4. 安全から安心へ

さて、これまで述べたように、必ずしも完全とは言えないまでも食品の安全については国の施策、企業の努力で十分保証されているように思われる。にもかかわらず、一般国民、消費者の間には食品行政、企業に対して不信感があり、食に対する不安がぬくいきれていない。それはなぜであろうか。上に述べたような食品衛生法の内容や安全確保の仕組みを説明し、理解してもらったからといって不安がなくなるというようなものではない。

食品に対する安心はいくつかの側面が考えられる。以下それらについて思うところを述べてみたい。

1) 生産者と消費者の距離

第一は、食品の生産者と消費者との距離である。例えば自分の家庭菜園で育てた野菜などは何の不安もなく食べることができる。近所の農家で作って、道路脇で100円で売っているようなものも、日頃の作業振りを見ていれば安心して買うことができる。これは生産者と消費者の距離が短く、信頼できる関係にあるためと考えられる。最近、スーパーなどで生産者の顔写真を表示した野菜を見かけるが、これもその延長上にある考えであろう。しかし、大都市に大量の食品を供給するためには、この方式では限界があるのは明らかである。今日、食生活が多様化し、食品の生産が海外にまで拡大し、生産と消費の場が非常に離れている現実を考えると、時代に合った安全確保の方式が必要であろう。

2) 安全確保のシステム

そこで、食品の安全を確保するしつかりした社会システム、仕組みの確立が重要になってくる。これが第二の側面である。

食品衛生法や業界の取組については前述のとおりであるが、これ以外にもHACCPの導入など様々な取組が行政や民間で行われている。今年の7月には内閣府に食品安全委員会が設置され、これまで農林水産省と厚生労働省で担ってきた食品行政に、新たにリスク評価を行う機関と位置付けられている。食品に関連する安全性の評価は、第三者機関である食品安全委員会が担い、農林水産省と厚生労働省はリスク管理を行う。従って、これらの新しい仕組みが機能すればこれまで以上に食の安全は確保されることになると期待される。

安全確保の仕組みは政府、行政ばかりでなく、食品の生産、流通に関わる全ての企業、関係者に必要であることは言うまでもない。それとともに、それぞれの分野で設備を整え、技術を向上させてミスや事故を起こさないように、日常的な努力も必要である。

しかし、このような仕組みは一般消費者にはなかなか理解されず、ひとたび何か事故が起こるとたちまち不安が広がってしまう恐れは残っている。

3) リスクコミュニケーション

そこで重要になるのが、最近良く聞くようになったリスクコミュニケーションである。この考えは、食品安全委員会設置の際にも強調されているが、政策の立案やリスク評価に関する情報を公開し、その内容を分かりやすく説明し、消費者の意見も考慮しつつ政策を決定していこうというものである。説明の内容は、食品安全確保の仕組みから個別のリスク評価に到るまで、多岐にわたると予想される。消費者が、食品の安全性についての的確な情報を入手し、理解できれば、食に対する不安はかなり軽減されるものと考えられる。これが第三の側面である。リスクコミュニケーションは行政ばかりでなく、もちろん生産者と消費者の関係においても重要である。食品への表示や品質情報の開示、お客様相談窓口の開設などさまざまな取り組みが行われている。

5. コンプライアンス経営と企業倫理

以上に述べたことはどちらかというと食品の安全を確保し、消費者に安心していただくための仕組みに関することであるが、これとは別に企業に対する消費者の信頼性の回復も忘れてはならない課題である。

近年、「コンプライアンス経営」という言葉が広く使われるようになってきている。これは、法律や政省令、企業の社内規範、さらには社会通念などをきちんと守って企業経営をすることを意味している。そもそもこれらのことは当たり前のことであるが、このような言葉をあえて使わなければならないほど、事態は深刻であるともいえる。

(社)日本経済団体連合会では、従来からある「企業行動憲章」を2002年10月に改訂し、10の原則から成る「企業行動憲章 - 社会の信頼と共感を得るために - 」として発表している。その第1項には、「社会に有用な財、サービスを安全性に十分配慮して開発、提供し、消費者・ユ

ーザーの信頼を獲得する。」ことが明示されている。

また、国民生活審議会消費者政策部会、自主行動基準検討委員会においては、報告書「消費者に信頼される事業者となるために - 自主行動基準の指針 - 」を2002年12月にとりまとめている。この報告書が審議された背景として、近年の企業不祥事の多発により、消費者の事業者に対する信頼が大きく揺らいでおり、事業者には信頼を取り戻すための具体的取り組みが求められている、と指摘している。その有効な方策の一つが事業者による自主行動基準の策定、運用である。この報告書に添えられているメッセージの一部を以下に引用する。

- 1 企業経営は、消費者をはじめとする社会からの信頼と共感を基本としている。しかし、最近続発した企業不祥事は、事業者に対する信頼を大きく損ない、ひいては我国の市場経済そのものへの不信にもつながりかねない深刻な事態をもたらしている。
- 2 不祥事を組織の内部で隠蔽することは許されないことであり、また可能でもない。不祥事を隠蔽していた事実が後から発覚すれば、事業者は永年にわたって築き上げてきた信頼を一朝にして失い、市場からの撤退をも余儀なくされる。こうした現状を踏まえ、経営トップは、自ら率先垂範し、早急に自社の企業倫理を点検するとともに、問題を未然に防止するための事前の対応に万全を期す必要がある。また、ひとたび問題が発生した場合は、社会に対して説明責任を果たし、有効な再発防止策を講じることが求められている。
- 3 上記の要請に応え、事業者に対する消費者からの信頼を獲得していくためには、事業者がコンプライアンス経営に積極的に取り組むことが不可欠である。事業者は自らの経営姿勢、経営方針を対外的に明らかにし、透明性の高い経営を行っていくことがきわめて重要であり、そのための一手段として、自主行動基準の策定・運用を求めたい。(以下略)

今、事業者に求められていることが非常に明快に述べられているすばらしいメッセージである。日本経団連の「企業行動憲章」や、「自主行動基準の指針」が今後どのように生かされていくか、それは個々の企業、事業者の責任である。問題は食品に関わる企業だけではなく、我国の経済界全体の問題である。あるいは、警察や病院、官公庁を含む、日本というシステム全体に突きつけられた問題であるともいえる。

「コンプライアンス」という言葉がどこまで広い意味を持つかは別として、現在の日本社会における「倫理」が問われている。法律や政令、省令で決められたことを守ればよいというだけでなく、企業やその他の組織体がどのような高い倫理基準で行動するか、ということが重要である。利益をあげるためなら何でもあり、法に触れなければ何をやってもよいというような風潮に対する消費者の不信が根底にある限り、企業に対する信頼はなかなか取り戻せない。我々はもう一度、基本に戻って企業経営のあり方を見直す必要があるとそうである。

協議会の活動(2003.3.~11)

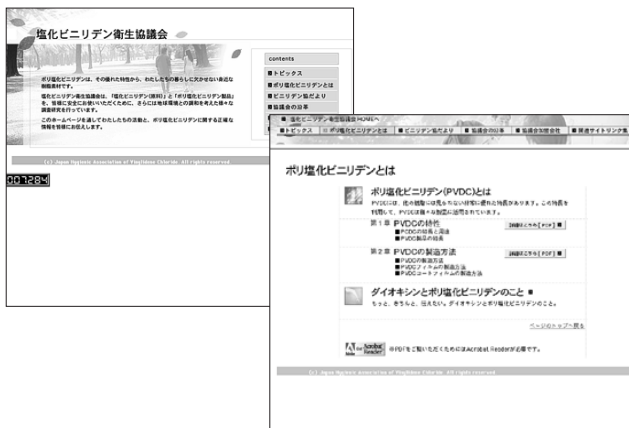
2003年

3月	3	・ <u>プラ工連 / プラスチック加工懇談会</u>	8月	4	・ <u>プラ工連 / プラスチック加工懇談会</u>
		・ <u>第二分科会</u>		5	・ <u>広報分科会</u>
	5	・ <u>環境問題等対策会議</u>		18	・ <u>塗剤・コート部会</u>
	18	・ <u>塗剤部会、コート部会合同会議</u>			・ <u>エコバランス研究会</u>
		・ <u>エコバランス研究会</u>		22~23	・ <u>総務委員会、技術委員会合同会議</u>
	26	・ <u>プラ工連 / 消費者団体との懇談会</u>	9月	2	・ <u>家庭用ラップ技術連絡会 / 幹事会</u>
		・ <u>食品包装部会</u>			
		・ <u>第一分科会</u>		3	・ <u>プラ処理協 / 関係業界団体連絡会</u>
	27	・ <u>総務委員会</u>		8	・ <u>プラ工連 / プラスチック加工懇談会、広報委員会</u>
4月	2	・ <u>プラ処理協 / 関係業界団体連絡会</u>		12	・ <u>第二分科会</u>
	7	・ <u>プラ工連 / プラスチック加工懇談会、広報委員会</u>		17	・ <u>第一分科会</u>
	10	・ <u>第二分科会</u>		18	・ <u>日化協 / 拡大 ABPS連絡協議会</u>
	17	・ <u>家庭用ラップ技術連絡会 / 幹事会</u>		25	・ <u>臨時総会</u>
	21	・ <u>理事会・臨時総会</u>		26	・ <u>プラ処理協 / 見学会</u>
	22	・ <u>プラスチック衛生連絡会 / 総会</u>		30	・ <u>エコバランス研究会</u>
		・ <u>エコバランス研究会</u>	10月	3~4	・ <u>広報分科会</u>
5月	7	・ <u>技術委員会</u>			6
		・ <u>第二分科会ワーキンググループ</u>		9	・ <u>プラ工連 / 広報委員会</u>
	12	・ <u>プラ工連 / プラスチック加工懇談会、広報委員会</u>		10	・ <u>第二分科会</u>
	14	・ <u>家庭用ラップ技術連絡会 / 幹事会、定時総会</u>		17	・ <u>エコバランス研究会</u>
	20	・ <u>第二分科会</u>		23	・ <u>家庭用ラップ技術連絡会 / 分科会</u>
	22	・ <u>広報分科会</u>			・ <u>厚生労働科学研究 / 第1回班会議</u>
	27	・ <u>エコバランス研究会</u>		22~23	・ <u>紙リサイクル推進協 / 研修会</u>
6月	4	・ <u>プラ処理協 / 関係業界団体連絡会</u>		30	・ <u>第一分科会</u>
	11	・ <u>紙リサイクル推進協 / 通常総会</u>	11月	4	・ <u>プラ処理協 / 関係業界団体連絡会</u>
	12	・ <u>環境省 / 内分泌攪乱物質問題検討会</u>			
		・ <u>コート懇和会</u>		5	・ <u>広報分科会</u>
	13	・ <u>食品化学学会 / 総会、学術大会</u>		10	・ <u>プラ工連 / プラスチック加工懇談会</u>
	20	・ <u>総務委員会</u>		11	・ <u>厚生労働科学研究 / WG3</u>
	23	・ <u>経産省 / 産業廃棄物調査説明会</u>		12	・ <u>第二分科会</u>
	24	・ <u>第二分科会</u>		14	・ <u>環境省 / 内分泌攪乱化学物質問題検討会</u>
	25	・ <u>広報分科会</u>		19	・ <u>エコバランス研究会</u>
	30	・ <u>エコバランス研究会</u>		21	・ <u>ポジティブリスト改訂審議委員会</u>
7月	1	・ <u>経産省 / 内分泌かく乱作用検討小委員会</u>		27	・ <u>厚生労働科学研究 / WG2</u>
	4	・ <u>厚生省 / 食の安全に係る意見交換会</u>			
	7	・ <u>プラ工連 / プラスチック加工懇談会</u>			
	8	・ <u>15年度理事会・第27回定時総会</u>			
	14	・ <u>環境委員会</u>			
	29	・ <u>第二分科会</u>			

下線付は当協議会開催

塩化ビニリデン衛生協議会のホームページをリニューアルしました。

PVDCの優れた特長や活用、製造方法を解説した「ポリ塩化ビニリデンとは（PDFファイルをダウンロードできます）」を新設した他、身近な話題から技術的な質問までお答えする「PVDC製品に関するよくある質問」を新たに掲載しました。ぜひご利用ください。



<http://www3.ocn.ne.jp/~vdkyo/>

加盟会社（五十音順）

旭化成ケミカルズ株式会社
 旭化成ライフ&リビング株式会社
 岡田紙工株式会社
 関東電化工業株式会社
 呉羽化学工業株式会社
 呉羽プラスチック株式会社
 株式会社 興人
 サランラップ販売株式会社

シールドエアージャパン株式会社
 ダイセル化学工業株式会社
 東セロ株式会社
 東タイ株式会社
 東洋紡績株式会社
 日本ソルベイ株式会社
 二村化学工業株式会社
 ユニチカ株式会社

ビニリデン協だより 69号

2003年12月発行

塩化ビニリデン衛生協議会 〒105-0003 東京都港区西新橋1-14-7 山形ビル

Phone:03-3591-8126 Fax:03-3591-8127 ホームページ:<http://www3.ocn.ne.jp/~vdkyo/>